平成２５年（再イ）第６７号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目26番２号
再生債務者　河本　　篤
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月14日まで
平成26年２月21日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第５４号
岡山市中区平井1182番地20ベルメゾン坪田104
再生債務者　明賀　研介
1　決議に付する再生計画案　平成26年１月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月14日まで
平成26年２月21日
岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第４号
川崎市多摩区三田１丁目26番地３　モアクレスト生田403
再生債務者　野上　公秀
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月１日から平成26年４月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再ロ）第３９号
大阪市東淀川区西淡路５丁目20番21号マンションフェニックス203号
再生債務者　とも歯科こととも歯科・矯正歯科こと池岡学こと池岡歯科こと　池岡　智之
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月20日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月24日から平成26年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第４号
香川県東かがわ市西村1373番地４
再生債務者　橋本　哲一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月20日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月３日から平成26年４月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００８６号
東京都品川区東品川３―23―27―211
再生債務者　安藤　鉄平
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年３月６日まで
平成26年２月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号
長野県安曇野市豊科2650番地25
再生債務者　日比野雄司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年３月20日まで
平成26年２月20日　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（再ロ）第９号
大阪府岸和田市岡山町810番地の119
再生債務者　合谷　匡史
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年３月24日まで
平成26年２月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第３号
香川県丸亀市山北町485番地
再生債務者　松原　成幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月21日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（再ロ）第６号
佐賀県小城市三日月町樋口1033番地15
再生債務者　服部　育子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月20日
佐賀地方裁判所民事部破産係

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。
平成 26 年３月３日
警察共済組合理事長　吉村　博人

就職	理事（非常勤）		緒方	禎己
〃	〃	（ 〃 ）	福原	計雄
退職	〃	（ 〃 ）	永井	達也
〃	〃	（ 〃 ）	永棟	佐市

以上　平成26年２月18日付

保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告

経過措置に関する簡易生命保険約款第39条第５項、第47条第５項及び第59条第５項、終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第51条第５項、定期保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第41条第４項、養老保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第50条第５項、学資保険及び育英年金付学資保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第60条第６項、夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第46条第５項、終身年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第50条第５項、定期年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第35条第４項、夫婦年金保険簡易生命保険約款第10条第２項及び第39条第５項、終身年金保険付終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第53条第６項、夫婦年金保険付夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第53条第６項、簡易生命保険特約簡易生命保険約款第11条第２項及び第60条第４項、財形貯蓄保険簡易生命保険約款第33条第４項、財形終身年金保険簡易生命保険約款第34条第４項、確定拠出終身年金保険簡易生命保険約款第16条第４項並びに口座払込みに関する簡易生命保険約款第２条第３項に規定する保険料の払込みの時期、年ごとの効力発生応当日の到来の時期、保険期間の満了する日の到来の時期、特約保険料の払込みの時期及び特約の保険期間の満了する日の到来の時期を次のとおり定めたので、平成26年４月１日から施行します。
平成 26 年３月３日
独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長　浦野　道郎
平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月三日
北海道石狩市花川南一条四丁目二六四番地
石照園合同会社
代表社員　髙橋　照夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしました。
効力発生日は平成二十六年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社丁子屋書店としします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月三日
福島県相馬市中村字大町三四番地
合資会社丁子屋書店
代表社員　佐藤　恒吉

効力発生日変更公告

当社は、平成二十六年三月十日予定の吸収合併の効力発生日を平成二十六年三月二十日に変更いたしましたので公告します。
平成二十六年三月三日
東京都墨田区向島三丁目三九番九号
株式会社日伸製作所
代表取締役　濵口　信一